

福井市すみずみ子育てサポート事業仕様書

1 事業名

福井市すみずみ子育てサポート事業 乳児家庭支援

2 事業の目的

この事業は、社会的にやむを得ない事由により児童を養育できない場合に、保育所や認定こども園における保育の実施や放課後児童健全育成事業など既存の制度では補うことのできないきめ細かなサービスを提供するとともに、第1子を出産予定の妊婦のいる家庭（以下「妊婦家庭」という。）に対して、必要なサービスを提供することにより、子育て家庭及び妊婦家庭の経済的、精神的負担を軽減し、少子化対策の強化を図ることを目的とする。

3 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「乳児家庭」とは、1歳未満の児童のいる家庭をいう。
- （2）「一時預かり」とは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するものをいう。
- （3）「生活支援」とは、食事の用意、食材等の買物、洗濯、日干し、洗濯物の取入れ、住居の掃除、整理整頓、その他妊婦家庭及び乳児家庭の生活の中で生ずる軽易な日常生活上の援助をいう。
- （4）「月極契約」とは、利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するものをいう。
- （5）「定期契約」とは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するものをいう（月極契約を除く。）。

4 業務期間

令和4年9月1日から令和5年3月31日までとする。

なお、良好に業務が遂行されている場合は、次年度以降も単年度ごとの随意契約を行うが、最長で令和9年3月31日までとする。

5 実施要件

受注者は、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業者としての届出を福井市に行うこと。なお、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有していない者が実施する場合には、福井県が実施する子育て支援員研修又はそれと同等の研修を受講することとする。

6 利用対象者

（1）乳児家庭

利用対象者は、福井市に住所を有する1歳未満の児童を養育する者で、就職活動、疾病、

事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加のほか、育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の社会的にやむを得ない事由により、家庭で一時的に育児を行うことが困難な者とする。

(2) 妊婦家庭

利用対象者は、福井市に住所を有する第1子を出産予定の妊婦で、生活支援が必要な者とする。

7 業務内容

この事業の業務内容は、乳児家庭及び妊婦家庭における、一時預かり及び生活支援とする。ただし、保育所や認定こども園における保育の実施、放課後児童健全育成事業等の既存の子育て支援制度や、月極契約、定期契約は除く。

8 利用時間

この事業を利用できる時間数は、1事業所につき、児童1人当たり月70時間以内とする。ただし、妊婦家庭の場合においては、月35時間以内とする。

9 利用料等

(1) この事業を利用する者の利用料は、受注者が定める1時間当たりの利用料から別表1に定める額を差し引いた額とし、利用のつど、利用者から徴収することができる。

別表1

利用児童	月35時間以内の利用	月35時間を超えて 70時間以内
子だくさんふくい プロジェクト 対象※ ¹	受注者が定める1時間当たりの利用料の10/10 (1時間当たり700円を上限とする)	
多胎育児サポート 事業対象※ ²		
妊婦家庭 (生活支援のみ)	受注者が定める1時間当たりの 利用料の1/2の額 (1時間当たり350円を上限と する)	対象外
生後1か月未満の 第1子 (生活支援のみ)	受注者が定める1時間当たりの 利用料の10/10の額 (1時間当たり700円を上限と する)	受注者が定める1時間当たりの 利用料の1/2の額 (1時間当たり350円を上限と する)
上記以外	受注者が定める1時間当たりの利用料の1/2の額 (1時間当たり350円を上限とする)	

※¹ 18歳未満の子どもが2人以上いる世帯の第2子以降就学前までの児童を対象とする場合は、

1回の利用につき10/10の額（700円を上限とする）とする。

※²就学前までの第1子の多胎児を対象とする場合は、1回の利用につき10/10の額（700円を上限とする）とする。

（2）受注者が運営する施設が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「支援法」という。）第30条の11に規定する、福井市が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等として確認を受けており、かつ、児童が支援法第30条の4第2号または第3号に該当する小学校就学前子どもであって、福井市から支援法第30条の5第1項に規定する施設等利用給付認定を受けた者の保護者である場合は、

（1）の利用料によらず、「福井市施設等利用費等の償還払いに関する実施要綱」に基づき徴収することができる。

（3）受注者は、（1）及び（2）の利用料のほか、この事業を利用するにあたり必要な実費について、利用者から徴収することができる。

10 利用申請

受注者は、この事業を利用しようとする者に対して、利用しようとする日までに、福井市すみずみ子育てサポート事業利用申請書兼幼児教育・保育無償化における認可外保育施設利用申請書（様式第2号）を提出させなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

11 実績報告

受注者は、委託業務を履行した月の翌月5日までに実績報告書を提出するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときはその日直前の平日とする。また、発注者が必要なときには、月の途中でも受注者に実績報告書の提出を求めることができる。

12 報告等

発注者は、必要があるときは対象事業の運営状況を報告させ、又は調査することができる。

13 権利義務の譲渡等

受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は委託業務の履行を他に委託し、もしくは請け負わせてはならない。

14 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、福井市個人情報保護条例を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

15 損害賠償責任

受注者は、この仕様書に基づく対象事業の実施により発生した一切の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、責任を負わなければならない。このため、受注者は、必要な範囲で、

施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

1 6 その他

- (1) この仕様書について疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者、協議して定めるものとする。
- (2) 発注者の立入検査が行われる場合は、受注者はこれに応じることとする。また、その際に改善指導が行われた場合は、これに従うこととする。

〇月	子ども名													集計	0人
	保護者名														
	一時														
1日	送迎														
	支援														
	一時														
2日	送迎														
	支援														
	一時														
3日	送迎														
	支援														
	一時														
4日	送迎														
	支援														
	一時														
5日	送迎														
	支援														
	一時														
6日	送迎														
	支援														
	一時														
7日	送迎														
	支援														
	一時														
8日	送迎														
	支援														
	一時														
9日	送迎														
	支援														
	一時														
10日	送迎														
	支援														
	一時														
11日	送迎														
	支援														
	一時														
12日	送迎														
	支援														
	一時														
13日	送迎														
	支援														
	一時														
14日	送迎														
	支援														
	一時														
15日	送迎														
	支援														
	一時														
16日	送迎														
	支援														
	一時														
17日	送迎														
	支援														
	一時														
18日	送迎														
	支援														
	一時														
19日	送迎														
	支援														
	一時														
20日	送迎														
	支援														
	一時														
21日	送迎														
	支援														
	一時														
22日	送迎														
	支援														
	一時														
23日	送迎														
	支援														
	一時														
24日	送迎														
	支援														
	一時														
25日	送迎														
	支援														
	一時														
26日	送迎														
	支援														
	一時														
27日	送迎														
	支援														
	一時														
28日	送迎														
	支援														
	一時														
29日	送迎														
	支援														
	一時														
30日	送迎														
	支援														
	一時														
31日	送迎														
	支援														
時間計	一時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	時間
	送迎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	時間
	支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	時間
件数計	一時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	件
	送迎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	件
	支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	件
															円

すみずみ子育てサポート事業利用申請書 兼 幼児教育・保育無償化における認可外保育施設利用申請書

令和 年 月 日

福井市 長 様

保護者住所
保護者氏名
電 話
緊急連絡先

下記のとおり、利用を申請します。また、上記事業等の利用料算定のために、同一世帯員について福井市が住民基本台帳の世帯情報、施設等利用給付認定の情報を閲覧することに同意します。

	利用の有無 (利用の場合○を記入)	氏 名			子だくさんふくいプロジェクト対象		多胎育児サポート事業対象	子だくさんふくいプロジェクト及び多胎育児サポート事業対象外	第1子を出産予定の妊婦※1	生後1か月未満の第1子※2	施設等利用給付認定(第2・3号)の有無(有の場合○)	
					第3子以降就学前児	第2子の就学前児						
児童の状況 18歳未満の児童について全員記入してください。 または第1子を出産予定の妊婦の氏名		ふりがな										
		生年月日	平成・令和	年 月 日								
		年齢		性別								
			ふりがな									
			生年月日	平成・令和	年 月 日							
			年齢		性別							
			ふりがな									
			生年月日	平成・令和	年 月 日							
			年齢		性別							
			ふりがな									
			生年月日	平成・令和	年 月 日							
			年齢		性別							
			ふりがな									
			生年月日	平成・令和	年 月 日							
			年齢		性別							

希望する内容 (該当項目を選択)	☐ 一時預かり ☐ 送 迎 (~) ☐ 生活支援 ()	※子だくさんふくいプロジェクト対象者への注意事項 同日同時刻にすみずみ子育てサポート事業の複数の事業所や保育園・認定こども園の一時預かり事業とで、当プロジェクトを併用しないでください。事実が認められた場合は、正しい利用料金を徴収し利用の申請を取り消す場合があります。
やむを得ない事由の有無	☐ 有 ☐ 無	※やむを得ない事由とは、おおむね下記のような事由です。 ・就職活動 ・冠婚葬祭 ・看護、介護 ・通院、体調不良 ・免許取得、更新事務手続き ・家事支援や引越し作業 ・習い事や勉強 ・行事・ボランティア活動 ・休息、リフレッシュ（スポーツ、美容） ・保育所等入所、入園までの一時的な預かり ・子供の看護等の間の生活支援 ・仕事（原則、継続就労など保育所利用が可能な場合は除く） ・残業 等

※1 母子手帳の写し（妊婦の氏名が分かる箇所）を添付してください。

※2 母子手帳の写し（子どもの生年月日が分かる箇所）を添付してください。

※3 利用対象者
福井市に住民登録のある
・小学校就学前までの児童を養育する方
（ただし、放課後児童クラブに入会できない児童や、入会児童であっても開所していない時間帯の利用であれば、小学校3年生まで対象となります。）
・世帯において、第1子を出産予定の妊婦の方（生活支援のみ）

【別記】 個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

発注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 再委託の禁止

発注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、受注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

3 収集の制限

- (1) 発注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 発注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

発注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 複写又は複製の禁止

発注者は、この契約による事務を処理するために受注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 資料等の返還等

発注者は、この契約による事務を処理するために受注者から引き渡され、又は発注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに受注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、受注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

発注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

受注者は、必要があると認めるときは、発注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱

っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

発注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに受注者に報告し、受注者の指示に従うものとする。

10 情報漏えい対策

- (1) 個人情報を管理するパーソナルコンピュータは、適正にウィルス対策がなされた、発注者が配備するものに限定するものとし、個人が所有するパーソナルコンピュータを使用してはならない。
- (2) ファイル交換ソフト等、発注者の管理下でないソフトをインストールしてはならない。

福井市施設等利用費等の償還払いに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育・保育無償化の実施により、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する施設等利用費等の支給に伴う償還払いの手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 施設等利用費等の支給を受けることができる者とは、法第30条の4第2号又は第3号に該当する小学校就学前子どもであって、福井市から法第30条の5第1項に規定する施設等利用給付認定を受けた者（以下「認定子ども」という。）の保護者（以下「認定保護者」という。）とする。

(対象費用及び月額給付上限額)

第3条 法第30条の11第1項に規定する対象費用は、法第7条第10項第4号から第8号に定める子ども・子育て支援施設等（市町村長から法第58条の2に定める確認を受けた施設等に限る。以下「支援施設等」という。）を利用した際に要する費用とする。ただし、次の各号に該当する費用については除くものとする。

- (1) 日用品、文房具その他の支援施設等の利用の際に必要な物品の購入費用
- (2) 支援施設等で行われる行事参加に要する費用
- (3) 支援施設等で提供される食事に要する費用
- (4) 支援施設等に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前4号に掲げるもののほか、認定保護者が負担することが適当と認められる費用

2 月額給付上限額は、法第30条の11第2項の政令で定めるところにより算定した額（別表1）とする。

(月額給付上限額を超えた場合の対象費用)

第4条 前条の規定にかかわらず、認定子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、月額給付上限額を超過した対象費用についても支給するものとし、その上限額は別表2に定めるとおりとする。

(1) 子だくさんふくいプロジェクト実施要綱（令和2年福井県要綱第518号）の別表2の2の項から4の項までに規定する対象者

(2) 病児デイケア促進事業実施要綱（平成16年4月1日付け福井県福祉環境部児童家庭課要綱）第8条第4号に定めるひとり親家庭であり、かつ就学前までの対象者

(3) 福井市すみずみ子育てサポート事業実施要綱（平成17年4月1日施行）別表1上記以外の項に規定する対象者

2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、すみずみ子育てサポート事業の利用については、福井市内の施設に限って対象費用を支給するものとし、病児保育事業の利用については福井市と委託契約を締結した市町の施設の利用に限り、対象費用を支給するものとする。

（償還払いの申請）

第5条 認定子どもが支援施設等を利用した場合、認定保護者は施設等利用費等請求書（様式第1号）（特定教育・保育施設が実施する一時預かり事業（幼稚園型）及び預かり保育に要した対象費用の請求にあつては様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間に償還払いの申請を行うものとする。

(1) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書

(2) 活動報告書（法第7条第10項第8号に定める子育て援助活動支援事業を利用した場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、適時にその内容を審査し、償還払いの適否の決定を行うものとする。

3 第3条に規定する対象費用については、利用の日の翌月1日から2年が経過する期間において、認定保護者は市長に対し対象費用を請求することができる。

（支給額及び支給方法）

第6条 支給額は、第3条第2項で定める月額給付上限額の範囲内で、認定保護者が支援施設等に対し支払った対象費用の額から月ごとに算定したものとし、四半期ごとに請求のあった額をまとめて支払うこととする。

2 第4条に該当する場合の支給額は、認定保護者が支援施設等に対し支払った対象費用の額とし、月ごとに算定したものを四半期ごとに請求のあった額をまとめて支払うこととする。

(取消及び返還)

第7条 市長は、偽りその他不正行為によって償還払いを受けた者に対し、当該償還払いすることとした決定の全部又は一部を取り消し、償還払いした額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正前の福井市施設等利用費等の償還払いに関する実施要綱に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。ただし、改正前の福井市施設等利用費等の償還払いに関する実施要綱に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 1（第 3 条関係）

対象区分	認定区分	施設等利用費の 月額給付上限額
<u>①非在園児</u> 認定こども園・保育 所・幼稚園等の施設に 在籍していない児童	施設等利用給付認定 第 2 号 の認定を受けた児童	37,000円
	施設等利用給付認定 第 3 号 の認定を受けた児童	42,000円
<u>②在園児</u> 認定こども園・保育 所・幼稚園等の施設に 在籍し、教育認定（1 号認定）を受けている 児童	施設等利用給付認定 第 2 号 の認定を受けた児童	11,300円 (※1)(※2)
	施設等利用給付認定 第 3 号 の認定を受けた児童	16,300円 (※1)(※2)
<u>③新制度未移行</u> <u>幼稚園の在園児</u>	施設等利用給付認定 第 2 号 の認定を受けた児童	11,300円 (※1)(※2)
	施設等利用給付認定 第 3 号 の認定を受けた児童	16,300円 (※1)(※2)
<u>④特別支援学校</u> <u>（幼稚部）の在籍児</u> （ただし、預かり保育を実 施していない施設に限る）	施設等利用給付認定 第 2 号 の認定を受けた児童	11,300円 (※1)(※2)
	施設等利用給付認定 第 3 号 の認定を受けた児童	16,300円 (※1)(※2)

(※1) … 在籍する施設で実施する幼稚園型一時預かり事業（または預かり保育）の利用が原則であるが、在籍施設で1日8時間未満（教育時間を含む）又は年間200日未満しか同事業を実施していない場合は、その月額給付上限額の範囲内で、他の支援施設等の利用料を施設等利用費等とすることができる。

(※2) … ※1を除き、幼稚園型一時預かり事業（または預かり保育）を利用する場合、その利用料のうち、月あたり利用日数に450円を乗じた額を限度として施設等利用費とする。ただし、その場合に月額給付上限額を超えることはできない。

別表 2（第 4 条関係）

NO	要綱名	事業名	支給額
1	子だくさんふくい プロジェクト実施 要綱	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	保育所等が実施する当該事業で、3人以上子どもを持つ世帯の就学前までの児童が利用した場合の利用料。1回の利用につき出生順位に関係なく3人目以降の児童数分を無料とする。ただし、1日あたりの利用料の上限は、2,000円(半日利用の場合は1,000円)。
		病児デイケア促進事業	3人以上子どもを持つ世帯の第3子以降就学前までの児童が利用した場合の利用料。ただし、1日あたりの利用料の上限は、2,000円(半日利用の場合は1,000円)
		すみずみ子育てサポート事業	3人以上子どもを持つ世帯の就学前までの児童が利用した場合の利用料。 1回の利用につき出生順位に関係なく3人目以降の児童数分を無料とする。ただし、1時間あたりの利用料の上限は、70

			0円とする。
2	病児デイケア促進事業実施要綱	病児デイケア促進事業	病児保育および病後児保育の利用にあたり保護者から費用を徴収する場合は、ひとり親家庭医療費助成受給世帯又は児童扶養手当受給世帯（ただし、住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く。）の児童は無料とすることができる。ただし、1日あたりの利用料の上限は、2,000円（半日利用の場合は1,000円）
3	福井市すみずみ子育てサポート事業実施要綱	すみずみ子育てサポート事業	事業実施者の定める額の1/2の額（1時間当たり350円を上限とする）

福井市長 宛

施設等利用費等請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費等含む

【令和 年 月 ～ 令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費等の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。また、施設等利用給付費の月額上限額を超えた場合で、すみずみ子育てサポート事業、一時預かり事業、病児保育事業の助成の対象費用もあわせて請求します。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 認定保護者（請求者）と認定子どもが、福井市内に居住していることを福井市が住民基本台帳で確認すること。

2. 実際に利用していることを福井市が対象施設に確認すること。

3. 利用料の支払い状況を福井市が対象施設に確認すること。

4. 課税状況を福井市が確認すること。

5. 児童扶養手当、母子家庭等医療費等助成の状況を福井市が確認すること。

捨印
1. 認定保護者（請求者）
- | | | | | | | | |
|------|----------------------|-----------------------|-------------|-------|---|------------|---|
| フリガナ | | 認定
子ども
との
続柄 | 生年月日 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 |
| 氏 名 | (※本人が自署する場合のみ、押印省略可) | | 現
住
所 | 〒 | — | 福井市
電話： | |
2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）
- | | | | |
|--|---|-----------------|-------------|
| 施設等利用給付認定種別
(法第30条の4の認定種別) | ☐ 第2号 ☐ 第3号 | 施設等利用給
付認定番号 | |
| 請求期間における住所 | | フリガナ | |
| ☐ 現住所のとおり | | 氏名 | |
| ☐ 転入した (令和 年 月 日) | | | |
| ☐ 転出した (令和 年 月 日) | | 生年月日 | 平成・令和 年 月 日 |
3. 利用した認可外保育施設等を記入（複数記入可）
- ※①～③に書き切れない数の施設・事業所を利用した場合は、余白等に記載してください。
- | | | | | |
|---|-------------|--|--------|---|
| ① | フリガナ | | 所在地 | 電話： — — |
| | 施設・事業所 | | 支援内容区分 | ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり
☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動支援 |
| | 契約している利用料※1 | ☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円 | | |
| ② | フリガナ | | 所在地 | 電話： — — |
| | 施設・事業所 | | 支援内容区分 | ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり
☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動支援 |
| | 契約している利用料※1 | ☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円 | | |
| ③ | フリガナ | | 所在地 | 電話： — — |
| | 施設・事業所 | | 支援内容区分 | ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり
☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動支援 |
| | 契約している利用料※1 | ☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円 | | |
- ※1 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。
- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 請求金額 | 円 | ※別紙の施設等利用費等計算書の請求額をご記入ください。 |
|------|---|-----------------------------|
4. 施設等利用費等の振込先口座
- （※初回請求時や、以前の請求時に使用していた口座を変更する場合は、口座名義と口座番号が確認できる通帳の写しを提出してください）
- 【ゆうちょ銀行以外の場合】
- | | | | | |
|-------------|-------|--|--------------|------|
| 口座名義人（カタカナ） | 金融機関名 | 預金種別 | 支店名 | 口座番号 |
| | | ☐ 普通預金
☐ 当座預金 | 支店 | |
| | | | 支店番号（3桁）：（ ） | |
- 【ゆうちょ銀行の場合】
- | | | | |
|-------------|-------|------|------|
| 口座名義人（カタカナ） | 金融機関名 | 通帳記号 | 通帳番号 |
| | | | |
- ※2 認定保護者（請求者）と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記の（1）を記入してください。
- （1）口座名義と認定保護者（請求者）が違う場合
- 施設等利用費等の支払いは上記の口座により受領したいため、上記口座への振込をお願いします。
- （委任者） … 認定保護者（請求者）名を記入
- 氏名： ⑤ 住所：

福井市長 宛

施設等利用費等請求書（償還払い用）

（※幼稚園型一時預かり事業・預かり保育 利用費請求用）

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費等の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費等の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 認定保護者（請求者）と認定子どもが、福井市内に居住していることを福井市が住民基本台帳で確認すること。

2. 実際に利用していることを福井市が対象施設に確認すること。

3. 利用料の支払い状況を福井市が対象施設に確認すること。

4. 課税状況を福井市が確認すること。

捨印

1. 認定保護者（請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏 名				現住所	〒 福井市 電話：
(※本人が自署する場合のみ、押印省略可)					

2. 認定子ども（施設等利用給付認定を受けた児童）

施設等利用給付認定種別 (法第30条の4の認定種別)	☐ 第2号 ☐ 第3号	施設等利用給付認定番号	
フリガナ		生年月日	平成・令和 年 月 日
氏 名		在籍園名	

3. 施設等利用費等の請求額及び内訳

利用年・月	支払額（利用料）	うち、無償化対象額	利用年・月	支払額（利用料）	うち、無償化対象額
令和 年 月分	円	円	令和 年 月分	円	円
令和 年 月分	円	円	令和 年 月分	円	円
令和 年 月分	円	円	令和 年 月分	円	円

請求金額

円

※請求金額は、表の無償化対象額の合計と一致させてください。

4. 施設等利用費等の振込先口座

（※初回請求時や、以前の請求時に使用していた口座を変更する場合は、口座名義と口座番号が確認できる通帳の写しを提出してください）

【ゆうちょ銀行以外の場合】

口座名義人（カタカナ）	金融機関名	預金種別	支店名	口座番号
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金	支店 支店番号（3桁）：（ ）	

【ゆうちょ銀行の場合】

口座名義人（カタカナ）	金融機関名	通帳記号	通帳番号
	ゆうちょ銀行		

（1）口座名義人と認定保護者（請求者）が異なる場合

施設等利用費等の支払いは、上記の口座により受領したいため、上記口座への振込をお願いします。
（委任者）・・・ 認定保護者（請求者）名を記入

氏名： 住所：